

審 議 結 果

会 議 名	川口市男女共同参画推進委員会委嘱書交付式及び第1回委員会
開 催 日 時	平成30年11月2日（金） 10時00分から11時15分
開 催 場 所	川口市議会 第3委員会室
出 席 者	杉浦委員長、丸山副委員長 小岩委員、岡田委員、岩城委員、西浦委員、高野委員、佐々木委員 尾内委員 奥ノ木市長、沢田市民生活部長、川野課長、永瀬課長補佐、高橋主任、 高野主事補
議 題	1 委嘱書交付式 （1）開会 （2）委嘱書交付 （3）市長あいさつ （4）閉会 2 第1回委員会 （1）開会 （2）自己紹介 （3）協議事項 ア 正副委員長の選任について （4）報告事項 ア 川口市の男女共同参画の推進について イ DV 対策基本計画について ウ 平成30年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について エ 平成29年度版川口市男女共同参画年次報告書について （5）その他

	(6) 閉会
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0名
会議資料	<p>会議次第</p> <p>資料No.1 川口市男女共同参画推進委員会委員名簿</p> <p>資料No.2 川口市男女共同参画推進委員会規則</p> <p>資料No.3 平成30年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況</p> <p>別添資料 川口市男女共同参画推進条例</p> <p>別添資料 第2次川口市男女共同参画計画 <改訂></p> <p>別添資料 平成29年度版川口市男女共同参画年次報告書</p> <p>別添資料 DVに関する基礎知識</p>
審議経過	別紙のとおり
その他	—

審 議 経 過

1 委嘱書交付式

(1) 開会（10時00分）

(2) 委嘱書交付

- ・ 奥ノ木市長から各委員に委嘱書を交付した。

(3) 市長あいさつ

- ・ 奥ノ木市長より委員委嘱にあたり挨拶を行った。

(4) 閉会（10時10分）

2 第1回委員会

(1) 開会（10時10分）

- ・ 事務局から、出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局から会議の傍聴希望者がいない旨を報告した。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。
- ・ 事務局から会議録署名人の選任について説明した。

(2) 自己紹介

- ・ 各委員自己紹介
- ・ 事務局職員紹介

(3) 協議事項

ア 正副委員長の選任について

○事務局

第1回委員会であることから、仮議長により正副委員長の選任まで進行してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○事務局

異議なしとのことなので、そのようにさせていただく。仮議長を事務局で指名してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○事務局

それでは、仮議長を佐々木委員にお願いする。

○仮議長

仮議長を務めさせていただく。正副委員長を選任について、事務局から何かあるか。

○事務局

のちほど説明する川口市男女共同参画推進委員会規則第2条の規定により、正副委員長は委員の互選により定めることとしている。なお、選任は委員長・副委員長とも1名ずつでお願いしたい。

○仮議長

事務局説明のとおり、正副委員長を1名ずつ選任する。まず、委員長の選任だが、委員から自薦、他薦はあるか。

(「杉浦委員」との声あり)

○仮議長

杉浦委員との声があったが、委員長に杉浦委員を選任することとしてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○仮議長

異議なしとのことなので、そのように決定する。続いて、副委員長の選任だが、委員から自薦、他薦はあるか。

(「丸山委員」との声あり)

○仮議長

丸山委員との声があったが、副委員長に丸山委員を選任することとしてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○仮議長

異議なしとのことなので、そのように決定する。委員長に杉浦委員、副委員長に丸山委員を選任したので、これで仮議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

では、ここで正副委員長からご挨拶をいただきたい。

(正副委員長挨拶)

○事務局

これ以降の進行について、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第1項の規定により、委員長である杉浦委員に議長をお願いする。

○委員長

規定により議長を務める。慎重かつ積極的な審議とスムーズな議事進行に協力をお願いしたい。

本日は、委嘱後初めての委員会ということもあり、委員会の設置根拠やこれまでの審議について、さらに本市における男女共同参画の推進について事務局から説明を受けることになっている。

(4) 報告事項

ア 川口市の男女共同参画の推進について

○委員長

次第(4)報告事項のア 川口市の男女共同参画の推進について事務局の説明を求める。

○事務局

まず初めに、本委員会は、川口市男女共同参画推進条例第15条に基づき設置されたものであるが、確認の意味を込め、第16条「委員会の所掌事務」について読み上げさせていただく。お手元の資料「川口市男女共同参画推進条例」の最終ページをご覧ください。

「第16条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する」また、「第2項 委員会は、前項に規定する重要事項について市長に意見を述べることができる」と規定されている。

今回、市長から諮問はされていないが、皆様には本委員会で審議した内容を市長に提言として提出していただきたいと考えている。

なお、ご覧いただいている「川口市男女共同参画推進条例」だが、本市ではあらゆる分野において男女がともに活躍する社会の実現をめざし、市、市民及び事業者が協力して男女共同参画社会を構築していくため、平成24年に制定したものである。さらに、同条例の趣旨に即し、平成25年、計画期間を10年間とする「第2次川口市男女共同参画計画」を策定し、平成30年、計画策定から5年が経過したこと、また、社会情勢の変化や各種法令及び制度の改正など新たな状況と課題に対応するために、中間期の見直しを行ったものがお手元の資料「第2次川口市男女共同参画計画<<改訂>>」である。改訂にあたっては、市長から諮問を受け、前期の委員会でご審議いただいた結果、今年の3月19日に市長に答申を行った。

見直しを行った主な内容としては、計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けたこと、また、性的マイノリティ（LGBT等）について、安心して暮らせる環境整備を推進することを施策の方向に盛り込んだこと、さらにDV被害者の身近な相談窓口として平成28年7月に開設した川口市配偶者暴力相談支援センターに関する情報を追記したことなどがある。なお、配偶者暴力相談支援センターについては、この後にご説明する。

同計画の推進をとおり、今後もより一層の本市の男女共同参画社会の実現に力を入れていく所存である。

イ DV対策基本計画について

○委員長

報告事項のイ DV対策基本計画について、事務局の説明を求める。

○事務局

お手元の資料、「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」の39ページをご覧ください。

基本目標Ⅱ 課題7「女性に対するあらゆる暴力の根絶」をDV対策基本計画と位置付けている。同計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」である。

ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVは、配偶者やパートナーからの暴力行為のことであり、重大な人権侵害にあたる。どんな場合であっても決して暴力は許される行為ではないが、DVは家庭内という閉ざされた空間で起こることが多いため表面化しにくく、加害者に罪の意識が薄いという特徴がある。

本市では、平成28年7月に被害者の身近な相談窓口として配偶者暴力相談支援センターを開設し、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を行うことができるようになった。

しかしながら、インターネットや携帯電話の普及を始め、社会の変化に伴い暴力の内容が多様化し、若年層の被害も増えているという現状がある。

そこで、本市としては、埼玉県「第4次配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案しつつ、多様化する暴力被害に対応し、被害者の自立に向けた支援強化を進めるために、新たなDV対策基本計画を策定することが必要不可欠と考えている。

ここで、委員の皆様にはDVに関する統一した認識を持っていただくため、DV被害の特徴や自立に向けた支援について説明させていただきたい。本来であれば、事務局から説明すべきところであるが、昨年まで川口市の女性相談員としてご尽力いただき、DVの専門的な知識をお持ちである尾内委員がいらっしゃることから、DVに関する基礎的な事項について講義をお願いする。

(別添資料「DVに関する基礎知識」に沿って尾内委員から講義)

○委員長

尾内委員から大変参考になる講義をいただいた。委員から感想や質問もあるかと思うが、質疑応答は最後にまとめて行うこととし、次の報告事項に移りたい。

ウ 平成30年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について

○委員長

報告事項のウ 平成30年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について、事務局の説明を求める。

○事務局

資料No.3「平成30年度 行政委員会・附属機関等の女性登用状況」をご覧ください。

第5次川口市総合計画では、男女共同参画を進める意識・環境づくりの目標指標として、各種審議会・委員会への女性登用率を平成32年度までに30%以上とする目標値を掲げている。また、「第2次川口市男女共同参画計画<<改訂>>」の基本目標Ⅱ 課題1「市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進」においても推進指標として位置付けている。

資料の上段をご覧ください。平成30年4月1日現在の女性の登用率は、6つの行政委員会と、173の附属機関等を合わせ、28.4%と前年度より1.1ポイント上昇した。これは主に、学校運営協議会、学校評議員84校分を追加したことによるものである。同機関は以前から各校に設置されているもので、審議会等と同様の働きを行っていることから調査対象として追加した。学校教育に携わる同機関の構成員には女性も多いことから、登用率が上昇したものである。

女性の委員が0(ゼロ)の委員会・附属機関等については、行政委員会では選挙管理委員会、監査委員、附属機関等では公務災害補償等審査会、情報公開・個人情報保護審査会、公有財産管理委員会、商工資金審査会、景観形成委員会、建築審査会、土地区画整理審議会4つ、学校運営協議会6つの合わせて16の機関であった。

土地区画整理審議会など、選考基準から女性の登用が難しい審議会もあるが、今後の大きな課題である。

関係部局と連携し、今後も男女共同参画の推進、女性の登用率の向上を一層進めていきたい。

エ 平成29年度版川口市男女共同参画年次報告書について

○委員長

報告事項のウ 平成29年度版川口市男女共同参画年次報告書について、事務局の説明を求める。

○事務局

お手元の資料「平成29年度版 川口市男女共同参画年次報告書」をご覧いただきたい。この冊子は、川口市男女共同参画推進条例第11条「報告書の作成」に基づく年次報告書であり、男女共同参画の推進に関する本市の施策及び事業の実施状況等をまとめたものである。お時間のある時にお目通しいただきたい。

○委員長

以上、報告事項ということではあるが、事務局の説明及び尾内委員の講義について、委員から意見、質問などはあるか。

皆さんにお考えいただく間に、まずは私から尾内委員に質問したい。

先ほどの講義で、男性側へのアプローチの必要性について触れられていたが、委員のこれまでの活動の中で、加害者更生支援に関するものはあるか。

○尾内委員

民間団体等の加害者更生プログラムや類似したプログラムを案内することはあるが、直接加害者へのアプローチには携わっていない。

○委員長

最近では、男性の支援者が男性加害者に対して支援を行うという動きもあると聞いているので、加害者更生について気になり質問させていただいた。

それでは、委員から意見、質問などはあるか。

○委員

報告事項のウ 平成30年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況についての中で、事務局から「土地区画整理審議会については委員の選考基準から女性の登用は難しい」というような説明があったが、何故、土地区画整理審議会は女性の登用が難しいのか。

○事務局

同審議会の委員は、土地所有者や学識経験者などから構成されており、そもそもそれらの立場に女性が少ないということが理由として挙げられる。

○委員

女性登用率を上げるために、市としてはどのような施策を行っているか。

○事務局

女性委員のいない審議会、少ない審議会については、委員替えの機会などをとらえて女性委員の登用のお願いや啓発を行っている。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

(5) その他

○委員長

最後に(5)その他について、事務局から何かあるか。

○事務局

次回会議の開催であるが、平成31年3月12日火曜日を予定している。

○委員長

委員からは何かあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

なしとのことなので、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第1回委員会を終了する。

(6) 閉会 (11時15分)

会議の内容については、以上のとおりです。

平成30年11月21日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

(杉浦委員長署名)

川口市男女共同参画推進委員会委員

(小岩委員署名)